

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 平内町陸上風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 哺乳類（コウモリ類以外）及び昆虫類の調査について、調査地域内の西側における生息状況を十分に確認できるよう、適切な調査地点の位置及び地点数を再検討した上で、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 対象事業実施区域の北側には、国の特別天然記念物である「小湊のハクチョウおよびその渡来地」が存在し、対象事業実施区域及びその周辺において、ハクチョウ類・ガン類等の渡り経路が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺は、イヌワシの生息が確認されているほか、クマタカ、オジロワシ等の希少猛禽類が生息している可能性がある。

これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。また、調査及び予測の結果、これらの鳥類の渡りや生息環境に重大な影響が予測される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。
- 3 鳥類（希少猛禽類、渡り鳥、大型水鳥）の調査について、調査区域内には定点視野範囲及び移動観察範囲から外れている区域があることから、当該区域における鳥類の生息状況等を把握するため、適切な調査地点の位置及び地点数を再検討した上で、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 4 鳥類の調査について、より精度の高い予測ができるよう、専門家の意見を踏まえ、適切な調査期間等を設定すること。
- 5 対象事業実施区域は、夜越山鳥獣保護区内に位置し、当該区域の北側には夜越山県緑地保全地域が近接している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、樹木の伐採や土地の改変が極力少なくなるように計画すること。

- 6 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。